

## モニタリング実施方法

本文書は、設置等予定者の選定後に、設置等予定者の提案内容等を踏まえ、本区と設置等予定者で協議して、成案を得ることとする。

### 1 基本的な考え

- ・ 全体調整業務におけるモニタリング業務は、認定計画提出者が事業期間を通じて責任ある事業主体として要求水準を満たすとともに、自らが提案し認定された公募設置等計画に基づき適正かつ確実に事業が遂行されているかどうかを、「2 モニタリング方法(全体調整業務担当企業)」及び「4 モニタリング手順(認定計画提出者等に対するモニタリング)」に示す方法・手順で行う。
- ・ 指定管理業務におけるモニタリング業務は、指定管理業務担当企業が事業期間を通じて責任ある事業主体として「別紙3 管理運営の基準」及び「別紙11-1 指定管理業務基本協定書(案)」に基づき誠実かつ確実に業務が遂行されているかどうかを、「3 モニタリング方法(指定管理業務担当企業)」に示す方法で行う。
- ・ 区は、認定計画提出者及び指定管理者(以下「認定計画提出者等」という。)の報告に基づき確認を行うことを基本とし、認定計画提出者等の提出する報告書、各提出書類及び本事業の進捗状況等をもとに確認し、必要に応じて是正指示や要望、公募設置等計画等の変更提案等を行う。

関連事項記載箇所：公募設置等指針 第2 3(1)事業内容

別紙2 要求水準書 第3 9(2)モニタリング業務

別紙3 管理運営の基準 第5 経営管理に関する業務基準

## 2 モニタリング方法（全体調整業務担当企業）

### （1）書類による確認

認定計画提出者は、認定公募設置等計画の遂行状況や要求水準達成状況を自らセルフ・モニタリングした上で、下記の提出書類を、それぞれの提出時期までに区に提出して確認を受ける。

提出書類	概要	提出時期
実施体制図	自ら又は委託等により実施する業務全体について企業の名称及び役割を示した体制図	供用日の 30 日前まで。変更時は必要に応じて随時
モニタリング実施計画書	事業期間中のモニタリングの詳細な実施方法	供用日の 30 日前まで。変更時は必要に応じて随時
運営計画書	年度ごとの目標値や実施事項を定めた計画書。以下の事項を記載すること。 (1)運営計画 (2)年間維持管理計画 (3)管理運営体制 (4)緊急時の体制及び対応 (5)収支計画 (6)その他、区が必要と認める事項	当該年度の 4 月 1 日まで
年度報告書	運営計画書に基づく実施結果を報告する報告書 本事業の運営状況及び企業としての財務経営状況を示す資料（第三者による財務経営審査を実施し、その結果をふまえた第三者による意見書や改善提案を受けること）	当該年度の翌年度の 4 月 30 日まで
予実管理書	リニューアル計画書に定めた長期収支計画における計画値と実績値を比較し管理する資料	当該年度の翌年度の 4 月 30 日まで
四半期予実管理書	運営計画書に基づく予実管理書を作成し、四半期に一度行われる全体会議の資料とする。	四半期会議時に提出

提出書類	概要	提出時期
全体評価報告書	3 か月ごとに、公募対象公園施設及び指定管理者に対するセルフ・モニタリング評価をまとめ四半期の全体会議の資料とする。	四半期会議時に提出
アンケート調査書	利用者満足度及び利用者属性の収集を目的として公園全体及び施設別に行い、公園利用者の満足度を向上させる資料とする。調査日は、「平日（晴及び雨）」「休日（晴及び雨）」「3 日以上の連休」に行い、それぞれの利用者から意見聴取すること（3 か月に1 度の全体会議時に使用する報告資料のため3 種類5 日をそれぞれ3 か月に1 日以上聴取すること）。	四半期会議時に提出
認定計画提出者及び指定管理者が締結した契約等の一覧及び契約書	認定計画提出者及び指定管理者が年度ごとに締結した契約等の一覧及び契約書	当該年度の翌年度の4 月30 日まで 変更時は必要に応じて随時
中期報告書	5 年間の事業実施結果とその後5 年間の取組の計画及び目標を報告する資料	開業後5 年ごと （5 年目の年度報告書の提出と同時）

## （2） 現地における確認

区は必要と認める時は、現地における確認を行う。認定計画提出者は、区の現地における確認に必要な協力を行う。

## （3） 区による是正指示等

（1）及び（2）の結果、区が必要と認める場合は、認定計画提出者に対して、是正指示や要望、提案等を行う。

## （4） 四半期会議

認定計画提出者及び指定管理者は四半期ごとに四半期予実管理書、全体評価報告書、アンケート調査書を区と共有する四半期会議を実施すること。四半期会議への出席者は区、認定計画提出者、指定管理者及び区が必要と認める者とする。

### (5) 年度報告会の実施

認定計画提出者、指定管理者及び区が必要と認める者により構成される連絡協議会を設置し、毎年度、前年度の取組内容の報告や次年度の取組や目標を区と共有する年度報告会を実施すること。年度報告会への出席者は区、認定計画提出者、指定管理者及び区が必要と認める者とする。

## 3 モニタリング方法（指定管理業務担当企業）

### (1) 書類による確認

指定管理者は「別紙3 管理運営の基準」等に定める業務における従事内容等の報告を下記の提出書類にまとめ、それぞれの提出時期までに区に提出して確認を受ける。

提出書類	概要	提出時期
事業計画書	年度ごとの目標値や実施事項を定めた計画書	当該年度の前年度の2月頃の区が指定する日まで
業務従事者名簿	4月1日現在の従事者名簿	当該年度の4月10日まで 変更時は必要に応じて随時
月次事業報告書	事業計画書に基づく月別管理の実施結果及び公園利用者等の実績を報告する報告書	業務翌月の15日まで
四半期報告書	月次事業報告書の四半期分をまとめた報告書	四半期会議時に提出
年次事業報告書	事業計画書に基づく管理の実施報告及び年間利用者等の実績を報告する報告書	当該年度の翌年度の4月30日まで

### (2) 現地における確認

区は指定管理者から月次事業報告書を提出され次第、必要に応じて、業務状況について現地確認を行う。指定管理者は区の現地における確認に必要な協力を行う。

### (3) 区による是正指示等

(1)及び(2)の結果、区が必要と認める場合は、指定管理者に対して、是正指示や要望、公募設置等計画等の変更提案等を行う。

#### 4. モニタリング手順（認定計画提出者等に対するモニタリング）

認定計画提出者等のモニタリングの手順及び認定計画提出者等と区の作業内容は以下のとおりとする。区は、認定計画提出者等の提出書類、セルフ・モニタリングの確認結果を踏まえ、必要に応じて、是正指示や要望、公募設置等計画等の変更提案等を行う。

なお、モニタリング方法についての詳細は、基本協定の締結後に策定するものとし、モニタリング方法を記載したモニタリング実施計画書を認定計画提出者等が作成し区と協議のうえ確定する。

認定計画提出者等の書類提出、セルフ・モニタリング	区の確認
<ul style="list-style-type: none"> <li>認定計画提出者等は、基本協定に基づき、自ら又は委託等により実施する業務全体について企業の名称及び役割を示した<b>実施体制図</b>を作成し、提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区は、提出書類に基づき、認定公募設置等計画を満たす体制が構築されているかを確認する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>認定計画提出者等は、認定公募設置等計画に基づき、事業期間中の<b>モニタリング実施計画書</b>を作成し、提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区は、提出書類に基づき認定公募設置等計画を満たすモニタリング実施計画書が作成されているかを確認する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>認定計画提出者等は年度ごとに、取組方針や目標等を定めた<b>運営計画書</b>を提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区は、提出された運営計画書により、認定計画提出者等の年度ごとの取組方針や目標等を確認する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>認定計画提出者等は、四半期に一度構成団体を含めた全体会議を行うための、<b>四半期予実管理書、全体評価報告書及びアンケート調査書</b>を提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区は、提出された資料を基に認定計画提出者等と全体会議を開き、提出された資料を基に公園全体の利便性及び利用者満足度向上を目的とした打ち合わせを行う。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>認定計画提出者等は年度終了ごとに事業実施状況、収支実績及び来園者実績等を取りまとめた<b>年度報告書、予実管理書及び認定計画提出者及び指定管理者が締結した契約等の一覧及び契約書</b>を提出する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区は、提出された年度報告書により、認定計画提出者等の運営状況及び運営計画書の達成状況を確認する。</li> <li>要求水準を満たしていないと認められる事項等があった場合は、区は必要に応じて認定計画提出者等に是正要求等を行う。</li> </ul>

認定計画提出者等の書類提出、 セルフ・モニタリング	区の確認
・ 認定計画提出者は開業後5年ごとに5年間の事業の実績及び振り返りと次の5年間の取組方針や目標を定めた <b>中期報告書</b> を提出する。	・ 区は、提出された中期報告書により、認定計画提出者の5年間の事業実施状況及び次期5年間の取組方針及び目標を確認する。